

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条の
指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定申請について（眼科）

〔申請手続き〕

① 必要書類

- ◎申請書（第一号様式） ◎経歴書（別紙1）
- ◎自立支援医療を行うために必要な設備及び体制の概要（別紙2）
- ◎研究内容に関する証明書（別紙3）
- ◎医師免許の写し ◎学位記の写し（学位がある場合）
- ◎施設の平面図

② 申請書提出先（郵送可）

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

千葉県障害福祉課障害保健福祉推進班 （TEL 043-223-2306）

③ 指定

審査基準に合致している場合は、審査の後指定を決定し、決定日の翌月の1日付けで指定となります。

〔指定要件〕

① 指定自立支援医療機関療養担当規程（育成医療・更生医療）（平成18年厚生労働省告示第65号、以下「療担規程」という。）に基づき、懇切丁寧な自立支援医療が行える医療機関又は事業所であり、かつ、病院及び診療所にあつては、原則として現に自立支援医療の対象となる身体障害の治療を行っていること。

② 患者やその家族の要望に応じて、各種医療・福祉制度の紹介や説明、カウンセリングの実施等が行えるスタッフについて体制が整備されていること。

また、病院及び診療所にあつては、自立支援医療を行うため、担当しようとする医療の種類について、その診断及び治療を行うに当たって、十分な医療スタッフ等の体制及び医療機器等の設備を有しており、適切な標榜科が示されていること。

③ 主として担当する医師が次の要件を満たしていること。

☐ 当該医療機関における常勤の医師

☐ 医籍登録後の適切な医療機関*における研究・診療従事年数が、それぞれの医療の種類の専門科目につき通算して5年以上

*適切な医療機関：大学専門教室（大学院を含む。）、医師法第16条の2第1項の規定に基づく臨床研修指定病院又はそれぞれの医療の分野における関係学会の規約、規則等に基づく教育病院、教育関連病院等をさす。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 59 条の
指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定申請について（耳鼻咽喉科）

〔申請手続き〕

① 必要書類

- ◎申請書（第一号様式） ◎経歴書（別紙 1）
- ◎自立支援医療を行うために必要な設備及び体制の概要（別紙 2）
- ◎研究内容に関する証明書（別紙 3）
- ◎医師免許の写し ◎学位記の写し（学位がある場合）
- ◎施設の平面図

② 申請書提出先（郵送可）

〒260-8667 千葉市中央区市場町 1－1

千葉県障害福祉課障害保健福祉推進班 （TEL 043－223－2306）

③ 指定

審査基準に合致している場合は、審査の後指定を決定し、決定日の翌月の 1 日付けで指定となります。

〔指定要件〕

① 指定自立支援医療機関療養担当規程（育成医療・更生医療）（平成 18 年厚生労働省告示第 65 号、以下「療担規程」という。）に基づき、懇切丁寧な自立支援医療が行える医療機関又は事業所であり、かつ、病院及び診療所にあつては、原則として現に自立支援医療の対象となる身体障害の治療を行っていること。

② 患者やその家族の要望に応じて、各種医療・福祉制度の紹介や説明、カウンセリングの実施等が行えるスタッフについて体制が整備されていること。

また、病院及び診療所にあつては、自立支援医療を行うため、担当しようとする医療の種類について、その診断及び治療を行うに当たって、十分な医療スタッフ等の体制及び医療機器等の設備を有しており、適切な標榜科が示されていること。

③ 主として担当する医師が次の要件を満たしていること。

☐ 当該医療機関における常勤の医師

☐ 医籍登録後の適切な医療機関*における研究・診療従事年数が、それぞれの医療の種類の種類専門科目につき通算して 5 年以上

*適切な医療機関：大学専門教室（大学院を含む。）、医師法第 16 条の 2 第 1 項の規定に基づく臨床研修指定病院又はそれぞれの医療の分野における関係学会の規約、規則等に基づく教育病院、教育関連病院等をさす。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条の
指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定申請について（口腔）

〔申請手続き〕

① 必要書類

- ◎申請書（第一号様式） ◎経歴書（別紙1）
- ◎自立支援医療を行うために必要な設備及び体制の概要（別紙2）
- ◎研究内容に関する証明書（別紙3）
- ◎医師免許の写し ◎学位記の写し（学位がある場合）
- ◎施設の平面図

② 申請書提出先（郵送可）

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

千葉県障害福祉課障害保健福祉推進班 （TEL 043-223-2306）

③ 指定

審査基準に合致している場合は、審査の後指定を決定し、決定日の翌月の1日付けで指定となります。

〔指定要件〕

① 指定自立支援医療機関療養担当規程（育成医療・更生医療）（平成18年厚生労働省告示第65号、以下「療担規程」という。）に基づき、懇切丁寧な自立支援医療が行える医療機関又は事業所であり、かつ、病院及び診療所にあつては、原則として現に自立支援医療の対象となる身体障害の治療を行っていること。

② 患者やその家族の要望に応じて、各種医療・福祉制度の紹介や説明、カウンセリングの実施等が行えるスタッフについて体制が整備されていること。

また、病院及び診療所にあつては、自立支援医療を行うため、担当しようとする医療の種類について、その診断及び治療を行うに当たって、十分な医療スタッフ等の体制及び医療機器等の設備を有しており、適切な標榜科が示されていること。

③ 主として担当する医師が次の要件を満たしていること。

☐ 当該医療機関における常勤の医師

☐ 医籍登録後の適切な医療機関*における研究・診療従事年数が、それぞれの医療の種類の特長科目につき通算して5年以上

*適切な医療機関：大学専門教室（大学院を含む。）、医師法第16条の2第1項の規定に基づく臨床研修指定病院又はそれぞれの医療の分野における関係学会の規約、規則等に基づく教育病院、教育関連病院等をさす。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条の
指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定申請について（整形外科）

〔申請手続き〕

① 必要書類

- ◎申請書（第一号様式） ◎経歴書（別紙1）
- ◎自立支援医療を行うために必要な設備及び体制の概要（別紙2）
- ◎研究内容に関する証明書（別紙3）
- ◎医師免許の写し ◎学位記の写し（学位がある場合）
- ◎施設の平面図

② 申請書提出先（郵送可）

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

千葉県障害福祉課障害保健福祉推進班 （TEL 043-223-2306）

③ 指定

審査基準に合致している場合は、審査の後指定を決定し、決定日の翌月の1日付けで指定となります。

〔指定要件〕

① 指定自立支援医療機関療養担当規程（育成医療・更生医療）（平成18年厚生労働省告示第65号、以下「療担規程」という。）に基づき、懇切丁寧な自立支援医療が行える医療機関又は事業所であり、かつ、病院及び診療所にあつては、原則として現に自立支援医療の対象となる身体障害の治療を行っていること。

② 患者やその家族の要望に応じて、各種医療・福祉制度の紹介や説明、カウンセリングの実施等が行えるスタッフについて体制が整備されていること。

また、病院及び診療所にあつては、自立支援医療を行うため、担当しようとする医療の種類について、その診断及び治療を行うに当たって、十分な医療スタッフ等の体制及び医療機器等の設備を有しており、適切な標榜科が示されていること。

③ 主として担当する医師が次の要件を満たしていること。

☐ 当該医療機関における常勤の医師

☐ 医籍登録後の適切な医療機関*における研究・診療従事年数が、それぞれの医療の種類の特長科目につき通算して5年以上

*適切な医療機関：大学専門教室（大学院を含む。）、医師法第16条の2第1項の規定に基づく臨床研修指定病院又はそれぞれの医療の分野における関係学会の規約、規則等に基づく教育病院、教育関連病院等をさす。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条の
指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定申請について（形成外科）

〔申請手続き〕

① 必要書類

- ◎申請書（第一号様式） ◎経歴書（別紙1）
- ◎自立支援医療を行うために必要な設備及び体制の概要（別紙2）
- ◎研究内容に関する証明書（別紙3）
- ◎医師免許の写し ◎学位記の写し（学位がある場合）
- ◎施設の平面図

② 申請書提出先（郵送可）

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

千葉県障害福祉課障害保健福祉推進班 （TEL 043-223-2340）

③ 指定

審査基準に合致している場合は、審査の後指定を決定し、決定日の翌月の1日付けで指定となります。

〔指定要件〕

① 指定自立支援医療機関療養担当規程（育成医療・更生医療）（平成18年厚生労働省告示第65号、以下「療担規程」という。）に基づき、懇切丁寧な自立支援医療が行える医療機関又は事業所であり、かつ、病院及び診療所にあつては、原則として現に自立支援医療の対象となる身体障害の治療を行っていること。

② 患者やその家族の要望に応じて、各種医療・福祉制度の紹介や説明、カウンセリングの実施等が行えるスタッフについて体制が整備されていること。

また、病院及び診療所にあつては、自立支援医療を行うため、担当しようとする医療の種類について、その診断及び治療を行うに当たって、十分な医療スタッフ等の体制及び医療機器等の設備を有しており、適切な標榜科が示されていること。

③ 主として担当する医師が次の要件を満たしていること。

☐ 当該医療機関における常勤の医師

☐ 医籍登録後の適切な医療機関*における研究・診療従事年数が、それぞれの医療の種類の特長科目につき通算して5年以上

*適切な医療機関：大学専門教室（大学院を含む。）、医師法第16条の2第1項の規定に基づく臨床研修指定病院又はそれぞれの医療の分野における関係学会の規約、規則等に基づく教育病院、教育関連病院等をさす。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条の
指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定申請について（中枢神経）

〔申請手続き〕

① 必要書類

- ◎申請書（第一号様式） ◎経歴書（別紙1）
- ◎自立支援医療を行うために必要な設備及び体制の概要（別紙2）
- ◎研究内容に関する証明書（別紙3）
- ◎医師免許の写し ◎学位記の写し（学位がある場合）
- ◎施設の平面図

② 申請書提出先（郵送可）

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

千葉県障害福祉課障害保健福祉推進班 (TEL 043-223-2340)

③ 指定

審査基準に合致している場合は、審査の後指定を決定し、決定日の翌月の1日付けで指定となります。

〔指定要件〕

① 指定自立支援医療機関療養担当規程（育成医療・更生医療）（平成18年厚生労働省告示第65号、以下「療担規程」という。）に基づき、懇切丁寧な自立支援医療が行える医療機関又は事業所であり、かつ、病院及び診療所にあつては、原則として現に自立支援医療の対象となる身体障害の治療を行っていること。

② 患者やその家族の要望に応じて、各種医療・福祉制度の紹介や説明、カウンセリングの実施等が行えるスタッフについて体制が整備されていること。

また、病院及び診療所にあつては、自立支援医療を行うため、担当しようとする医療の種類について、その診断及び治療を行うに当たって、十分な医療スタッフ等の体制及び医療機器等の設備を有しており、適切な標榜科が示されていること。

③ 主として担当する医師が次の要件を満たしていること。

- ☐ 当該医療機関における常勤の医師
- ☐ これまでの研究・診療経験と、育成医療又は更生医療で対象としている医療内容に関連性が認められるものであること。
- ☐ 医籍登録後の適切な医療機関*における研究・診療従事年数が、それぞれの医療の種類の種類専門科目につき通算して5年以上

*適切な医療機関：大学専門教室（大学院を含む。）、医師法第16条の2第1項の規定に基づく臨床研修指定病院又はそれぞれの医療の分野における関係学会の規約、規則等に基づく教育病院、教育関連病院等をさす。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条の
指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定申請について（脳神経外科）

〔申請手続き〕

① 必要書類

- ◎申請書（第一号様式） ◎経歴書（別紙1）
- ◎自立支援医療を行うために必要な設備及び体制の概要（別紙2）
- ◎研究内容に関する証明書（別紙3）
- ◎医師免許の写し ◎学位記の写し（学位がある場合）
- ◎施設の平面図

② 申請書提出先（郵送可）

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

千葉県障害福祉課障害保健福祉推進班 (TEL 043-223-2340)

③ 指定

審査基準に合致している場合は、審査の後指定を決定し、決定日の翌月の1日付けで指定となります。

〔指定要件〕

① 指定自立支援医療機関療養担当規程（育成医療・更生医療）（平成18年厚生労働省告示第65号、以下「療担規程」という。）に基づき、懇切丁寧な自立支援医療が行える医療機関又は事業所であり、かつ、病院及び診療所にあつては、原則として現に自立支援医療の対象となる身体障害の治療を行っていること。

② 患者やその家族の要望に応じて、各種医療・福祉制度の紹介や説明、カウンセリングの実施等が行えるスタッフについて体制が整備されていること。

また、病院及び診療所にあつては、自立支援医療を行うため、担当しようとする医療の種類について、その診断及び治療を行うに当たって、十分な医療スタッフ等の体制及び医療機器等の設備を有しており、適切な標榜科が示されていること。

③ 主として担当する医師が次の要件を満たしていること。

☐ 当該医療機関における常勤の医師

☐ 医籍登録後の適切な医療機関*における研究・診療従事年数が、それぞれの医療の種類の特任科目につき通算して5年以上

*適切な医療機関：大学専門教室（大学院を含む。）、医師法第16条の2第1項の規定に基づく臨床研修指定病院又はそれぞれの医療の分野における関係学会の規約、規則等に基づく教育病院、教育関連病院等をさす。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条の
指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定申請について （心臓脈管外科）

〔申請手続き〕

① 必要書類

- ◎申請書（第一号様式） ◎経歴書（別紙1）
- ◎自立支援医療を行うために必要な設備及び体制の概要（別紙2）
- ◎研究内容に関する証明書（別紙3）
- ◎医師免許の写し ◎学位記の写し（学位がある場合）
- ◎施設の平面図

② 申請書提出先（郵送可）

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

千葉県障害福祉課障害保健福祉推進班 （TEL 043-223-2340）

③ 指定

審査基準に合致している場合は、審査の後指定を決定し、決定日の翌月の1日付けで指定となります。

〔指定要件〕

① 指定自立支援医療機関療養担当規程（育成医療・更生医療）（平成18年厚生労働省告示第65号、以下「療担規程」という。）に基づき、懇切丁寧な自立支援医療が行える医療機関又は事業所であり、かつ、病院及び診療所にあつては、原則として現に自立支援医療の対象となる身体障害の治療を行っていること。

② 患者やその家族の要望に応じて、各種医療・福祉制度の紹介や説明、カウンセリングの実施等が行えるスタッフについて体制が整備されていること。

また、病院及び診療所にあつては、自立支援医療を行うため、担当しようとする医療の種類について、その診断及び治療を行うに当たって、十分な医療スタッフ等の体制及び医療機器等の設備を有しており、適切な標榜科が示されていること。

③ 心血管連続撮影装置及び心臓カテーテルの設備を有していること。

④ 主として担当する医師が次の要件を満たしていること。

☐ 当該医療機関における常勤の医師

☐ 医籍登録後の適切な医療機関*における研究・診療従事年数が、それぞれの医療の種類の種類専門科目につき通算して5年以上

*適切な医療機関：大学専門教室（大学院を含む。）、医師法第16条の2第1項の規定に基づく臨床研修指定病院又はそれぞれの医療の分野における関係学会の規約、規則等に基づく教育病院、教育関連病院等をさす。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条の
指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定申請について （心臓移植）

[申請手続き]

① 必要書類

- ◎申請書（第一号様式） ◎経歴書（別紙1）
- ◎自立支援医療を行うために必要な設備及び体制の概要（別紙2）
- ◎研究内容に関する証明書（別紙3）
- ◎（心臓移植術後の抗免疫療法を担当する場合）臨床実績証明書（別紙6）又は（別紙7）
- ◎医師免許の写し ◎学位記の写し（学位がある場合）
- ◎施設の平面図

② 申請書提出先（郵送可）

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

千葉県障害福祉課障害保健福祉推進班 (Tel 043-223-2340)

③ 指定

審査基準に合致している場合は、審査の後指定を決定し、決定日の翌月の1日付けで指定となります。

[指定要件]

① 指定自立支援医療機関療養担当規程（育成医療・更生医療）（平成18年厚生労働省告示第65号、以下「療担規程」という。）に基づき、懇切丁寧な自立支援医療が行える医療機関又は事業所であり、かつ、病院及び診療所にあつては、原則として現に自立支援医療の対象となる身体障害の治療を行っていること。

② 患者やその家族の要望に応じて、各種医療・福祉制度の紹介や説明、カウンセリングの実施等が行えるスタッフについて体制が整備されていること。

また、病院及び診療所にあつては、自立支援医療を行うため、担当しようとする医療の種類について、その診断及び治療を行うに当たって、十分な医療スタッフ等の体制及び医療機器等の設備を有しており、適切な標榜科が示されていること。

③ 心臓移植に関する医療を担当する医療機関にあつては、移植関係学会合同委員会において、心臓移植実施施設として選定された施設であること。

なお、心臓移植術後の抗免疫療法を担当する医療機関にあつては、心臓移植術実施施設又は心臓移植後の抗免疫療法の実績を有する施設との連携により心臓移植術後の抗免疫療法を実施できる体制及び設備を有している施設であること。

④ 主として担当する医師が次の要件を満たしていること。

☐ 当該医療機関における常勤の医師

☐ 心臓移植に関する医療を主として担当する医師にあつては、心臓移植関連学会協議会・施設認定審議会の施設認定基準における心臓移植経験者であること。

なお、心臓移植術後の抗免疫療法については、臨床実績を有する者又は心臓移植術経験者など十分な臨床実績を有する者との連携を確保できる者であること。

☐ 医籍登録後の適切な医療機関*における研究・診療従事年数が、それぞれの医療の種類の専門科目につき通算して5年以上

*適切な医療機関：大学専門教室（大学院を含む。）、医師法第16条の2第1項の規定に基づく臨床研修指定病院又はそれぞれの医療の分野における関係学会の規約、規則等に基づく教育病院、教育関連病院等をさす。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条の
指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定申請について（腎臓）

〔申請手続き〕

① 必要書類

- ◎申請書（第一号様式） ◎経歴書（別紙1）
- ◎自立支援医療を行うために必要な設備及び体制の概要（別紙2）
- ◎研究内容に関する証明書（別紙3）
- ◎人工透析に関する専門研修・臨床実績証明書（別紙4）
- ◎医師免許の写し ◎学位記の写し（学位がある場合）
- ◎施設の平面図

② 申請書提出先（郵送可）

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

千葉県障害福祉課障害保健福祉推進班 (TEL 043-223-2340)

③ 指定

審査基準に合致している場合は、審査の後指定を決定し、決定日の翌月の1日付けで指定となります。

〔指定要件〕

① 指定自立支援医療機関療養担当規程（育成医療・更生医療）（平成18年厚生労働省告示第65号、以下「療担規程」という。）に基づき、懇切丁寧な自立支援医療が行える医療機関又は事業所であり、かつ、病院及び診療所にあつては、原則として現に自立支援医療の対象となる身体障害の治療を行っていること。

② 患者やその家族の要望に応じて、各種医療・福祉制度の紹介や説明、カウンセリングの実施等が行えるスタッフについて体制が整備されていること。

また、病院及び診療所にあつては、自立支援医療を行うため、担当しようとする医療の種類について、その診断及び治療を行うに当たって、十分な医療スタッフ等の体制及び医療機器等の設備を有しており、適切な標榜科が示されていること。

③ 血液浄化療法に関する機器及び専用のスペースを有していること。

④ 主として担当する医師が次の要件を満たしていること。

- ☐ 当該医療機関における常勤の医師
- ☐ 血液浄化療法に関する臨床実績が1年以上
- ☐ 医籍登録後の適切な医療機関*における研究・診療従事年数が、それぞれの医療の種類
の専門科目につき通算して5年以上

*適切な医療機関：大学専門教室（大学院を含む。）、医師法第16条の2第1項の規定に基づく臨床研修指定病院又はそれぞれの医療の分野における関係学会の規約、規則等に基づく教育病院、教育関連病院等をさす。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条の
指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定申請について （腎移植）

〔申請手続き〕

① 必要書類

- ◎申請書（第一号様式） ◎経歴書（別紙1）
- ◎自立支援医療を行うために必要な設備及び体制の概要（別紙2）
- ◎研究内容に関する証明書（別紙3）
- ◎腎移植症例申立書（別紙10）
- ◎医師免許の写し ◎学位記の写し（学位がある場合）
- ◎施設の平面図

② 申請書提出先（郵送可）

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

千葉県障害福祉課障害保健福祉推進班 （TEL 043-223-2340）

③ 指定

審査基準に合致している場合は、審査の後指定を決定し、決定日の翌月の1日付けで指定となります。

〔指定要件〕

- ① 指定自立支援医療機関療養担当規程（育成医療・更生医療）（平成18年厚生労働省告示第65号、以下「療担規程」という。）に基づき、懇切丁寧な自立支援医療が行える医療機関又は事業所であり、かつ、病院及び診療所にあつては、原則として現に自立支援医療の対象となる身体障害の治療を行っていること。
- ② 患者やその家族の要望に応じて、各種医療・福祉制度の紹介や説明、カウンセリングの実施等が行えるスタッフについて体制が整備されていること。
また、病院及び診療所にあつては、自立支援医療を行うため、担当しようとする医療の種類について、その診断及び治療を行うに当たって、十分な医療スタッフ等の体制及び医療機器等の設備を有しており、適切な標榜科が示されていること。
- ③ 腎移植に必要な関連機器と血液浄化装置（機器）を備えていること。
- ④ 主として担当する医師が次の要件を満たしていること。
 - ☐ 当該医療機関における常勤の医師
 - ☐ 腎移植に関する臨床実績が3例以上
 - ☐ 医籍登録後の適切な医療機関*における研究・診療従事年数が、それぞれの医療の種類の特長科目につき通算して5年以上

*適切な医療機関：大学専門教室（大学院を含む。）、医師法第16条の2第1項の規定に基づく臨床研修指定病院又はそれぞれの医療の分野における関係学会の規約、規則等に基づく教育病院、教育関連病院等をさす。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条の
指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定申請について （小腸）

〔申請手続き〕

① 必要書類

- ◎申請書（第一号様式） ◎経歴書（別紙1）
- ◎自立支援医療を行うために必要な設備及び体制の概要（別紙2）
- ◎研究内容に関する証明書（別紙3）
- ◎中心静脈栄養法等に関する臨床実績証明書（別紙5）
- ◎医師免許の写し ◎学位記の写し（学位がある場合）
- ◎施設の平面図

② 申請書提出先（郵送可）

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

千葉県障害者福祉推進課障害保健福祉推進班 （TEL 043-223-2340）

③ 指定

審査基準に合致している場合は、審査の後指定を決定し、決定日の翌月の1日付けで指定となります。

〔指定要件〕

① 指定自立支援医療機関療養担当規程（育成医療・更生医療）（平成18年厚生労働省告示第65号、以下「療担規程」という。）に基づき、懇切丁寧な自立支援医療が行える医療機関又は事業所であり、かつ、病院及び診療所にあつては、原則として現に自立支援医療の対象となる身体障害の治療を行っていること。

② 患者やその家族の要望に応じて、各種医療・福祉制度の紹介や説明、カウンセリングの実施等が行えるスタッフについて体制が整備されていること。

また、病院及び診療所にあつては、自立支援医療を行うため、担当しようとする医療の種類について、その診断及び治療を行うに当たって、十分な医療スタッフ等の体制及び医療機器等の設備を有しており、適切な標榜科が示されていること。

③ 主として担当する医師が次の要件を満たしていること。

- ☐ 当該医療機関における常勤の医師
- ☐ 中心静脈栄養法20例以上、経腸栄養法10例以上の臨床経験
- ☐ 医籍登録後の適切な医療機関*における研究・診療従事年数が、それぞれの医療の種類
の専門科目につき通算して5年以上

*適切な医療機関：大学専門教室（大学院を含む。）、医師法第16条の2第1項の規定に基づく臨床研修指定病院又はそれぞれの医療の分野における関係学会の規約、規則等に基づく教育病院、教育関連病院等をさす。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条の
指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定申請について（肝臓移植）

〔申請手続き〕

① 必要書類

- ◎申請書（第一号様式） ◎経歴書（別紙1）
- ◎自立支援医療を行うために必要な設備及び体制の概要（別紙2）
- ◎研究内容に関する証明書（別紙3）
- ◎（肝臓移植を担当する場合）肝移植術症例申立書（別紙11）
- ◎（肝臓移植後の抗免疫療法を担当する場合）臨床実績証明書（別紙8）又は（別紙9）
- ◎医師免許の写し ◎学位記の写し（学位がある場合）
- ◎施設の平面図

② 申請書提出先（郵送可）

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

千葉県障害福祉課障害保健福祉推進班（Tel 043-223-2340）

③ 指定

審査基準に合致している場合は、審査の後指定を決定し、決定日の翌月の1日付けで指定となります。

〔指定要件〕

① 指定自立支援医療機関療養担当規程（育成医療・更生医療）（平成18年厚生労働省告示第65号、以下「療担規程」という。）に基づき、懇切丁寧な自立支援医療が行える医療機関又は事業所であり、かつ、病院及び診療所にあつては、原則として現に自立支援医療の対象となる身体障害の治療を行っていること。

② 患者やその家族の要望に応じて、各種医療・福祉制度の紹介や説明、カウンセリングの実施等が行えるスタッフについて体制が整備されていること。

また、病院及び診療所にあつては、自立支援医療を行うため、担当しようとする医療の種類について、その診断及び治療を行うに当たって、十分な医療スタッフ等の体制及び医療機器等の設備を有しており、適切な標榜科が示されていること。

③ 肝臓移植に関する医療を担当する医療機関にあつては、移植関係学会合同委員会において、肝臓移植実施施設として選定された施設であること又は「特掲診療科の施設基準等」（平成20年厚生労働省告示第63号）で定める生体部分肝移植術に関する施設基準を満たしている施設であること。

なお、肝臓移植術後の抗免疫療法を担当する医療機関にあつては、肝臓移植術実施施設又は肝臓移植後の抗免疫療法の実績を有する施設との連携により肝臓移植術後の抗免疫療法を実施できる体制及び設備を有している施設であること。

④ 主として担当する医師が次の要件を満たしていること。

☐ 当該医療機関における常勤の医師

☐ 肝臓移植に関する医療を主として担当する医師にあつては、生体部分肝移植術又は同種死体肝移植術に関する臨床実績が3例以上

なお、肝臓移植術後の抗免疫療法については、臨床実績を有する者又は肝臓移植術経験者など十分な臨床実績を有する者との連携を確保できる者であること。

☐ 医籍登録後の適切な医療機関*における研究・診療従事年数が、それぞれの医療の種類の専門科目につき通算して5年以上

*適切な医療機関：大学専門教室（大学院を含む。）、医師法第16条の2第1項の規定に基づく臨床研修指定病院又はそれぞれの医療の分野における関係学会の規約、規則等に基づく教育病院、教育関連病院等をさす。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条の
指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定申請について （歯科矯正）

〔申請手続き〕

① 必要書類

- ◎申請書（第一号様式） ◎経歴書（別紙1）
- ◎自立支援医療を行うために必要な設備及び体制の概要（別紙2）
- ◎研究内容に関する証明書（別紙3）
- ◎歯科矯正症例申立書（別紙12）
- ◎医師免許の写し ◎学位記の写し（学位がある場合）
- ◎施設の平面図

② 申請書提出先（郵送可）

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

千葉県障害福祉課障害保健福祉推進班 （TEL 043-223-2340）

③ 指定

審査基準に合致している場合は、審査の後指定を決定し、決定日の翌月の1日付けで指定となります。

〔指定要件〕

① 指定自立支援医療機関療養担当規程（育成医療・更生医療）（平成18年厚生労働省告示第65号、以下「療担規程」という。）に基づき、懇切丁寧な自立支援医療が行える医療機関又は事業所であり、かつ、病院及び診療所にあつては、原則として現に自立支援医療の対象となる身体障害の治療を行っていること。

② 患者やその家族の要望に応じて、各種医療・福祉制度の紹介や説明、カウンセリングの実施等が行えるスタッフについて体制が整備されていること。

また、病院及び診療所にあつては、自立支援医療を行うため、担当しようとする医療の種類について、その診断及び治療を行うに当たって、十分な医療スタッフ等の体制及び医療機器等の設備を有しており、適切な標榜科が示されていること。

③ 主として担当する医師が次の要件を満たしていること。

□ 当該医療機関における常勤の歯科医師

但し、歯科矯正に関する医療を主として担当する歯科医師にあつては、当該医療機関において、障害の治療に対する診療時間が十分に確保され、当該医師が不在の場合においても、当該医療機関の常勤歯科医師による応急的な治療体制が整備されている場合については、専任の歯科医師でも差し支えない。

□ これまでの研究内容と口蓋裂の歯科矯正の臨床内容とに関連が認められ、かつ、5例以上の経験を有していること。

□ 医籍登録後の適切な医療機関*における研究・診療従事年数が、それぞれの医療の種類[＊]の専門科目につき通算して5年以上

＊適切な医療機関：大学専門教室（大学院を含む。）、医師法第16条の2第1項の規定に基づく臨床研修指定病院又はそれぞれの医療の分野における関係学会の規約、規則等に基づく教育病院、教育関連病院等をさす。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条の
指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定申請について （免疫）

〔申請手続き〕

① 必要書類

- ◎申請書（第一号様式） ◎経歴書（別紙1）
- ◎自立支援医療を行うために必要な設備及び体制の概要（別紙2）
- ◎研究内容に関する証明書（別紙3）
- ◎医師免許の写し ◎学位記の写し（学位がある場合）
- ◎施設の平面図

② 申請書提出先（郵送可）

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

千葉県障害福祉課障害保健福祉推進班 (TEL 043-223-2340)

③ 指定

審査基準に合致している場合は、審査の後指定を決定し、決定日の翌月の1日付けで指定となります。

〔指定要件〕

① 指定自立支援医療機関療養担当規程（育成医療・更生医療）（平成18年厚生労働省告示第65号、以下「療担規程」という。）に基づき、懇切丁寧な自立支援医療が行える医療機関又は事業所であり、かつ、病院及び診療所にあつては、原則として現に自立支援医療の対象となる身体障害の治療を行っていること。

② 患者やその家族の要望に応じて、各種医療・福祉制度の紹介や説明、カウンセリングの実施等が行えるスタッフについて体制が整備されていること。

また、病院及び診療所にあつては、自立支援医療を行うため、担当しようとする医療の種類について、その診断及び治療を行うに当たって、十分な医療スタッフ等の体制及び医療機器等の設備を有しており、適切な標榜科が示されていること。

③ 各診療科医師の連携により総合的な HIV 感染に関する診療の実施ができる体制及び設備であること。

なお、「設備及び体制の概要」（別紙2）には、以下の事項を記入すること。

ア 設備の欄には、院内感染防止等の観点から、エイズ患者等の診療のための機器及び備品や、医療従事者を保護するための機器及び備品、ゴーグル、手袋、マスク等やディスプレイの器具の整備状況等と、エイズ患者等のための個室の設備の状況について記載してください。

イ 体制の欄には、当該医療に従事する人員の体制と、カウンセリング講習を受けた医師及び看護婦等の人数について記載してください。

④ 主として担当する医師が次の要件を満たしていること。

☐ 当該医療機関における常勤の医師

☐ 医籍登録後の適切な医療機関*における研究・診療従事年数が、それぞれの医療の種類の専門科目につき通算して5年以上

*適切な医療機関：大学専門教室（大学院を含む。）、医師法第16条の2第1項の規定に基づく臨床研修指定病院又はそれぞれの医療の分野における関係学会の規約、規則等に基づく教育病院、教育関連病院等をさす。